

○文部科学省令第二十三号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第九条の三第三項第二号の規定に基づき、免許状更新講習規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月八日

文部科学大臣 下村 博文

免許状更新講習規則の一部を改正する省令

免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号ロを次のように改める。

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所

第九条第二項第二号に次のように加える。

ハ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（幼稚園を設置する者が設置するものに限る。）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

改正案	現行
<p>（講習を受講できる者）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 免許法第九条の三第三項第二号に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。</p> <p>一 学校の校長、副校長、教頭又は教育職員であつた者であつて、教育職員となることを希望する者（前項第一号から第三号までに該当する者を除く。）</p> <p>二 次に掲げる施設に勤務する保育士</p> <p>イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園</p> <p>ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所</p> <p>ハ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（幼稚園を設置する者が設置するものに限る。）</p> <p>三 教育職員に任命され、又は雇用されることが見込まれる者</p>	<p>（講習を受講できる者）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 免許法第九条の三第三項第二号に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。</p> <p>一 学校の校長、副校長、教頭又は教育職員であつた者であつて、教育職員となることを希望する者（前項第一号から第三号までに該当する者を除く。）</p> <p>二 次に掲げる施設に勤務する保育士</p> <p>イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園</p> <p>ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所又は同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（いづれも幼稚園を設置する者が設置するものに限る。）</p> <p>三 教育職員に任命され、又は雇用されることが見込まれる者</p>